

# ○国立大学法人埼玉大学大学院人文社会科学研究科教育部規程

〔平成29年3月16日〕  
規則第57号

(目的)

**第1条** この規程は、国立大学法人埼玉大学大学院学則（平成16年4月1日規則第2号）（以下「大学院学則」という。）第4条の2第3項の規定に基づき、大学院人文社会科学研究科教育部に関し必要な事項を定める。

(教育部)

**第2条** 大学院学則第4条の2第1項の規定に基づき、大学院人文社会科学研究科に教育部を置く。

2 教育部は、大学院人文社会科学研究科博士課程とする。

## 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。